



軽自動車税の税率が変わります

原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車等

27年度から次のとおりとなります。

車 種		税 率 (年額)	
		26年度まで	27年度から
原 付	50cc以下	1,100円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,300円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,700円	2,400円
	ミニカー	2,700円	3,700円
軽二輪 (125cc超250cc以下) ※被けん引車含む		2,600円	3,600円
小型二輪 (250cc超)		4,400円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,700円	2,400円
	その他のもの	5,100円	5,900円
軽自動車 (雪上走行用)		2,600円	3,600円

三輪および四輪の軽自動車

初度検査年月 (車両番号の指定を初めて受けた年月で、自動車検査証の上段に記載されています) が27年4月以降のものは、新税率となります。初度検査年月が27年3月以前のものは、現行税率のままです。

ただし、28年度からは、初度検査年月から13年を経過した車両 (電気軽自動車などを除く) には重課税率が適用されます。

車 種		税 率 (年額)		
		現行税率	新税率	重課税率
三 輪		3,400円	3,900円	4,600円
四 輪	乗用・営業用	6,200円	6,900円	8,200円
	乗用・自家用	7,900円	10,800円	12,900円
	貨物・営業用	3,400円	3,800円	4,500円
	貨物・自家用	4,400円	5,000円	6,000円

お問合せ 税務室市民税担当 ☎21-3207



市民の皆さんの意見を公募します パブリックコメント手続き

案と意見応募用紙は、担当課、市役所1階 i スペース、各支所で配布するほか、市のHPに掲載します。

第7次函館市高齢者保健福祉計画・ 第6期函館市介護保険事業計画 (案)

27～29年度における、各種高齢者福祉サービスの内容、介護保険の施設整備や各サービス量の見込み、施策の方向などを定めた計画を策定するものです。

公募期間 1月中旬～2月中旬

担 当 課 介護保険課 ☎21-3041

平成27年度函館市食品衛生監視指導計画 (案)

食品の安全・安心を守るため、食品衛生法に基づき、地域の実情を踏まえた適切な監視指導を実施しようとするものです。

公募期間 1月26日(月)～2月24日(火)【必着】

担 当 課 生活衛生課 ☎32-1523

第3次函館市一般廃棄物処理基本計画(案)

本市で発生するごみを適正に処理するために長期的な視点に立って策定するもので、ごみの減量に係る目標値や減量化・資源化の方策などを記載しています。

公募期間 1月16日(金)～2月16日(月)【必着】

担 当 課 環境推進課 ☎56-6694



函館市嘱託職員の募集

採用業務 健康管理指導業務、交通指導員 など

試験案内・申込書の配布

1月8日(木)から、市役所1階 i スペースと各支所ロビーに備え付けて配布します。(土曜・日曜・祝日は市役所地下宿日直室にて配布のみ行います)

※ 市のHPからダウンロードできます。

※ 郵送での書類請求はできません。

※ 詳しい内容は、試験案内かHPでご確認ください。

受付期間 (郵送のみ) 1月9日(金)～16日(金)【消印有効】

第1次試験 2月1日(日) 深堀中学校

お問合せ 人事課 ☎21-3667

軽自動車税の変更届

軽自動車税は4月1日現在、次の車両を所有する方に課税されます。

これらの車両を譲渡・廃車したときや函館市から転出したときは変更届を提出してください。

▷原動機付自転車 (排気量 125cc 以下)・小型特殊自動車は、税務室市民税担当 (☎21-3207) または各支所

▷軽自動車 (二輪・三輪を含む) は、全国軽自動車協会連合会函館事務所 (☎48-2300)

▷二輪の小型自動車 (排気量 250cc 超) は、函館地区自家用自動車協会 (☎49-6378)

※ 二輪の小型自動車については、運輸支局での変更手続きとは別に、市への軽自動車税申告書の提出が必要です。